

第3章 自然と共生し安心して暮らせるまちづくり

第1節 環境にやさしいまちづくり

1 環境衛生・ごみ・リサイクル、公害

現状と課題

《環境衛生・ごみ・リサイクル》

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の再資源化に係る法律の施行や*京都議定書の発効により、地球規模における資源リサイクルと環境対策を積極的に推進しなければならない事態となっています。しかし、現実には日々排出されるごみの減量化や分別の徹底による再資源化を住民と協働の中で積極的に推進しなければならず、消費者の段階でのごみ処理には限界があるため、生産者拡大責任を積極的に求め生産の段階からその責任所在を明確にする必要があります。

平成16年度から開始したプラスチック類ごみの資源化により、燃やせないごみの量が大幅に減少しています。一方、資源ごみは分別の徹底とリサイクルの推進によりその量は格段の伸びを示し収集回数を増やすまでになっていますが、地域・団体における集団回収は定着しているものの大きな伸びは示していません。集団回収においては、地域を中心とした協働によるパートナーシップ事業を契機にその伸びを期待しています。

ごみ減量化の一手段として平成17年10月より「ごみの有料化」を導入し、排出量に応じた処理費負担の公平化をはかり積極的な減量化に協力を求めています。ごみ減量化とともに破碎機導入によるさらなる減容化に努め、埋め立て最終処分場の利用期間の延長をはかる必要があります。

土幌・中土幌市街区域においては、既に下水道及び集落排水事業により快適な生活が確保されているところです。農村地区の浄化槽普及については、年々住宅の新改築などにより増加傾向にあり単独槽から*合併浄化槽への移行も進んでいます。しかし、生活様式が改善される反面で浄化槽の適切な保守点検が行われていない状況が散見されています。不適正な管理による排水の環境汚染が憂慮されており、設置者の義務として水質などの検査を受けるよう徹底した管理指導を行うことが必要です。

ごみ収集状況(単位 トン)

年度		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
収 集 分	可燃物	824	940	1,013	984	917	913
	不燃物	372	382	403	388	301	118
	大型	64	104	57	68	147	249
	資源	196	321	297	440	585	850
直 接 搬 入 分	可燃物	183	222	245	230	223	273
	不燃物	331	344	186	229	212	152
	資源	65	59	66	71	88	95
合 計		2,035	2,372	2,267	2,410	2,473	2,650

資料：町民課

■ 京都議定書

先進国に対して地球温暖化防止のための数値目標を設定した国際条約。

■ 合併浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽。

〈火葬場〉

火葬場は平成10年に改築され建設後7か年が経過し火葬炉2基の交互運転を行い使用していますが、経年による施設の老朽化は否めず、また上土幌町からの火葬依頼による広域利用にも対応しなければならない状況が想定されるため、積極的な保守点検、施設の改修を計画的に実施する必要があります。

〈墓地〉

中土幌共同墓地は国道に面し設置されているため、墓参者の通行などに支障をきたし、その整備（駐車スペース・道路整備）対応が望まれています。町内3か所の墓地区画の利用状況においては、未使用区画の調査及び使用見込みのないものについては返還などの対策が必要です。

環境整備については、管理委託及び地域のボランティアにより行われています。

《公害》

本町はかねてから澱粉工場の廃液の悪臭が大きな問題となっていました。平成13年に悪臭の発生を防止する施設として新たな澱粉工場が建設され操業を開始しました。操業当初は依然として悪臭の発生があったところですが、関係機関の懸命な努力により現状では概ね解消されつつあります。一方で家畜から排出されるふん尿については家畜排せつ物法や水質汚濁防止法により対策が進められていますが臭気対策についても関係機関と検討する必要があります。

澱粉工場からの振動・騒音については、一部地区の住民に著しい迷惑をかけていましたがその原因追及もほぼ特定でき、大幅な低減がはかられる見通しとなりました。今後も、発生者責任による対策を積極的に求めていきます。

平成17年3月に京都議定書が発効され、*地球温暖化防止に向けた環境対策を講じなければならず、自治体レベルにおいても二酸化炭素の排出抑制・削減策への取り組みが不可欠であり、特に身近な事案である野焼きなどの防止をはかることにより、日常生活に密着した取り組みから環境保全に努める必要があります。

基本方針

身近な生活環境の諸問題の具体的な対策や検討を、町民の視点に立ち地域と協働しながら積極的に推進します。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロンなどの排出により温室効果ガスが増え、地球の気温が上がること。

主要施策

1) ごみの処理

(1) ごみの減量化と再資源化の促進

- ・団体などが回収した資源物に対して奨励金を交付します。
- ・生ごみの減量化と再資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入費の助成を行います。
- ・ごみの分別徹底により排出量の削減とリサイクル率の向上をはかります。
- ・再生紙などの利用推進のために[※]グリーン購入制度(リサイクルされた物品を購入すること)を促進します。
- ・「ごみゼロ社会」に向けたごみ全てのリサイクルを積極的に推進します。
- ・ごみの不法投棄防止対策及び監視巡回パトロールを実施します。
- ・資源ごみの有効活用と処理経費の軽減に努めます。
- ・事業系廃棄物の自己処理を基本としたごみ処理費有料化の導入を進めます。

2) し尿の処理

(1) し尿処理体制の充実

- ・通年安定収集体制の充実と計画収集の継続に努めます。
- ・下水処理施設への投入(ミックス処理)などの検討を進めます。

(2) 浄化槽の適正管理の推進

- ・浄化槽の適正管理の指導を徹底します。
- ・既存の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促します。

3) 火葬場、墓地の整備

(1) 火葬場の保守、整備

- ・保守点検の継続及び計画的な施設整備に努めます。
- ・広域利用に対する検討を進めます。

(2) 墓地の環境美化と周辺整備

- ・墓地駐車場及び通路などの道路整備を進めます。
- ・未使用区画の調査と返還などを促します。

4) 公害対策

(1) 公害防止対策

- ・悪臭防止法に基づく規制地域の悪臭物質濃度測定を実施します。
- ・河川が適正に利用され流水の正常な機能維持を総合的に判断するための水質調査を実施します。
- ・町民と行政、関係機関が一体となって環境保全・公害の発生防止に取り組む管理組織の創設をめざします。
- ・公害の未然防止策の取り組みとした、巡回パトロール及び情報収集を強化します。
- ・情報公開による住民意識の高揚と、監視体制の充実による公害発生防止をはかります。
- ・浄化槽の放流排水の保全及び汚染物質(家畜ふん尿・農薬など)による河川水質の汚濁汚染防止対策に取り組みます。

■グリーン購入

リサイクルされた品物を購入すること。

2 環境保全、景観形成・緑化

現状と課題

《環境保全》

地球温暖化や*オゾン層(地球の成層圏以高にある酸素の同素体)の破壊、酸性雨など地球規模での環境破壊が進んでおり、自然環境保全是まちづくりの重要な課題となっています。

土幌町では、町内の自然環境や資源の保全のために、土幌町自然環境等保全条例(平成4年条例第18号)を制定し ①自然環境保全地区の指定 ②開発行為の事前協議 ③諮問機関(自然環境保全審議会)の設置 ④監視人の配置などの自然環境保全を推進しています。

しほろ自然環境に親しむ会による自然環境保全の啓発活動が取り組まれています。さらなる自然環境の保全と自然との共生が求められています。

また、地球規模の環境問題に対し、環境負荷軽減に取り組み、政策のあらゆる分野において環境への配慮を取り入れた環境自治体となるため「土幌町*環境マネジメントシステム」を構築し平成17年7月より運用しています。

《景観形成・緑化》

農村景観の整備は、これからの農村づくりの重点施策として国や道においても景観法や北海道美しくづくり条例が制定されています。また、*シーニックバイウェイ北海道制度が創設され、「みち」をきっかけに地域住民と行政が連携して、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりによる競争力のある美しい個性的な北海道の実現をめざしています。

土幌町では緑の十字路計画、快適環境づくり事業で幹線道路の並木造成を行い、土幌市街地については商店街近代化事業として街灯、街路樹の整備と併せ電柱の移設が平成10年度に完了しました。

今後とも土幌町景観ガイドプランに基づいた全町的に調和のとれた景観形成を推進することが必要です。

また、花いっぱい運動については従来から取り組んでいましたが、商店街環境美化モデル事業をきっかけに「花によるまちづくり」が大きく前進しています。

■オゾン層

地球の成層圏以高にある酸素の同素体。

■環境マネジメントシステム

環境に関する計画や目標について「計画－実行－点検・評価－見直し」を行い、システムを継続的に改善していく仕組み。役場では平成17年7月より運用を開始しています。

■シーニックバイウェイ北海道

シーン(景色)の形容詞“シーニック”と、わき道を意味するバイウェイを組み合わせた言葉。シーニックバイウェイ北海道は、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全、改善等による美しい景観づくり、活力ある地域づくり及び魅力ある観光空間づくりを推進するもの。

基本方針

自然環境を保全・育成し自然との共生をはかる地域づくりをめざします。

「住んでよい町、訪ねてよい町 土幌町」をめざし、親しみやすく、緑あふれる市街地形成と農村環境の整備により、うるおいと安らぎのある居住空間と美しい景観のまちづくりを推進します。

主要施策

1) 自然環境の保全

(1) 自然環境の保全と活用

- ・土幌町自然環境等保全条例に基づく自然の保護・保全をはかります。
- ・町民の自然環境保全活動を支援し、自主的・積極的な参加を促進します。
- ・環境対策について横断的連携をはかり総合的に推進します。

(2) 河川の水質保全

- ・合併浄化槽の整備、家畜ふん尿の適正処理、農薬・化学肥料の適正使用など、環境汚染を防止し、水質の保全に努めます。

(3) 動植物の保護

- ・自然環境の保全を行うとともに、保護意識の向上をはかり、動植物の保護に努めます。

(4) 自然を守る意識づくり

- ・学校との連携による環境教育・自然体験教育を推進し、子どもたちの環境保全意識の啓発に努めます。

2) 景観づくり

(1) 快適環境づくり構想の実現

- ・「快適環境づくり構想」の考え方について理解してもらえるよう、理念の普及、浸透をはかります。
- ・快適環境づくり推進計画による農村景観づくりを推進します。

(2) 緑のネットワークづくり

- ・土幌町緑化計画に基づき並木づくりや道路並木の適正管理に努めます。

3) 総合的な環境対策の推進

(1) 環境マネジメントシステムの運用

- ・環境問題の解決に向けた取り組みとして、環境マネジメントシステムの運用を推進します。

(2) 組織の充実と環境対策の推進

- ・住民や専門家が参画する組織の充実をはかりながら、環境基本計画や省エネビジョン策定など総合的に環境対策を推進します。

3 公園

現状と課題

《公園》

土幌町の公園は、中央公園、遊水公園、桜公園など憩いの場として町民全体に利用される公園と主に地域住民や子どもの遊び場として利用される団地公園があります。公園は親子や子どもの身近な遊び場となるため、施設の欠陥箇所や危険性がないかを確認し、遊具の更新を含め定期的な点検や補修など施設の安全管理に努めることが必要です。

公園の設置の目的別に協働による管理も含め効率的な維持管理及び利用者のマナー向上が課題です。

基本方針

既存公園の維持管理の充実と利用者マナーの高揚に努めます。

主要施策

1) 公園の管理

(1) 公園の維持管理

- ・パートナーシップ事業で団地公園の地域管理に努めます。
- ・中央公園、遊水公園の適正管理に努めます。
- ・公園利用者のマナー向上の啓蒙に努めます。
- ・遊具施設の安全管理に努めます。



遊水公園

第2節 安全で安心できるまちづくり

1 消防、防災、河川

現状と課題

《消防》

社会経済情勢などの進展により、消防防災行政を取り巻く環境は大きく変化しており、都市型構造の変化や高度情報通信化による消防・救急無線の*デジタル方式への移行など急速に産業技術が進歩しています。さらに、国民保護法の施行により住民意識の多様化など災害に対する関心が強く、特に、地震・台風・集中豪雨など自然災害の増加傾向により、「地域の安全と住民生活の安心・安全確保」を構築する新たな消防防災体制の対応が必要です。

○ 消防団関係

非常勤消防団の条例定数は50名で、現在46名が火災・災害・警備・住宅査察などの活動をしており、中高齢化が進んでいますが、団員の定年等に関する内規を設け（65歳）消防団員の更新代謝を促進し消防団の能率的運営及び活性化をはかっています。

非常勤消防団員確保の推進については、地域に密着した組織として、住民の安全確保のために重要な役割を担うことから、不足している団員を確保し地域防災体制の充実・強化をはかる必要があります。すでに、公務員などが入団している消防団も多く見られ、消防団へ参加する住民の範囲を広げていくことが重要です。地域住民の幅広い層から団員を勧誘することから、消防団側の意識・制度の変革を行い地域住民と事業所の参加への取り組みを推進する必要があります。

○ 消防施設関係

消防庁舎の外壁補修・通信室改修工事は、平成13年度に終了し通信指令装置の更新も単独事業で完成し、消防防災の基地としての機能を有するべく自家用発電機を設けて消防施設の充実に努めてきました。

今後、消防・救急無線のデジタル方式への移行が平成23年度からはじまることから、新たに施設整備をはかる必要があります。

○ 消防用車両関係

消防車両の更新は年次的に進めており、16年度において大型水槽車と第2分団の指揮広報車を更新しました。

今後も引き続き年次的に更新を進める必要がありますが、消防車両の保有数・使用期間などの見直しをはかりながら整備を進める必要があります。

○ 消防用水利関係

防火水槽は48基（40 m³）、消火栓75基を設置していますが、現在までの充足率は35%と低く、消防施設整備計画に基づいて、耐震に強い防火水槽の増設と併せて既設水利の規格改善を長期計画で進める必要があります。

○ 救急業務関係

救急出動は、近年、車社会による交通事故の多発、高齢化社会による急病疾患など救急出動件数も増加傾向にあり、特に、転院搬送が増えています。これに対応するため救急応急処置が拡大され、救命士の包括除細動・気管挿管・薬剤投与などを進めており、救命士の養成や専門的な研修所への派遣など、救命士の資質と技術の向上をはかっています。

今後においても、一般住民・各種団体・事業所・学校関係に対して救急救命処置のさらなる普及を進め、バイスタンダー(救急現場に居合わせ応急手当を実施する者)を養成し、救命率の向上をより一層推進する必要があります。

■ デジタル方式

物質・システムなどの状態を、数字文字などの信号によって表現する方式。

○ 予防業務関係

法的な防火対策の規制がされている特定・非特定対象物・危険物施設などは査察の強化により、火災、事故の発生は減少しています。また、65歳以上の単身者世帯、一般家庭への査察の実施により火災の防止の徹底をはかっています。

全国的に住宅火災による死者数が増加していることから、火災予防条例の一部が改正され、住宅用火災警報器を住宅の寝室に設置することが義務づけられました。本改正条例は、平成18年6月1日に施行されることから、地域住民へ効果的に普及させるための方策として、住宅用火災警報器設置の重要性・必要性をより分かりやすく解説した内容をチラシ・役場だより・広報誌などに掲載してPRするとともに、既存住宅の増築・*リフォーム(改築、改善)時における機会を有効活用するため、建築工事関係者に対しても積極的に働きかけていく必要があります。

火災発生状況

年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総数(件)	1	5	1	2	7	3	5
うち建物		2		2	6	1	5
車輜			1		1	2	
林野	1	1					
その他		2					

資料：土幌消防署

救急活動状況

年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
出動件数(件)	184	220	251	213	213	222	194
搬送人員(人)	200	236	272	218	210	223	196

資料：土幌消防署

《防災》

過去において土幌町では、低気圧、地震などの自然災害は土木被害及び農業被害が主となっているものの、大きな自然災害の発生には至っていません。

しかし、近年の異常気象に伴う集中豪雨や地震災害では予測を超えた大規模な自然災害が各地で発生しています。また、一般事故災害の発生も考えられることから、町民の安全な生活を確保していくうえで災害への予防はもとより、災害が発生した場合の被害を最小限に抑える迅速適切な防災体制の整備が求められています。

そのためには、防災資材、備蓄食糧の確保や連絡情報網の整備とともに、町民への防災意識の高揚に向けた各種啓発や町内会単位の自主防災組織などの構築が必要です。

○地域防災関係

近年、地震・台風・集中豪雨などの自然災害が増加傾向にあり、「地域の安全と住民生活の安心・安全確保」を構築する新たな消防防災体制の対応が必要です。

特に、大規模災害時における地域の情報伝達手段の確保・緊急援助隊の活動体制・相互応援体制などが広域で緊急事態に即応できる体制の構築が不可欠です。

これらを実効あるものにするためには、消防や自主防災組織・各公民館組織・各事業所などと役場の防災対策関係者とが連携し、災害時要援護者の安全確保をはかり、地域の防災力を高める方策が重要です。

■リフォーム

改正。改革。改良。改善。建物の改築。

《河川》

町内主要河川（1級河川）は10河川で、そのうち音更川は、全区間河川改修済みですが、一部の区間（音更町界～30号間）で*低水路護岸が敷設されておらず、*高水敷を占用している採草部分への決壊などの影響が懸念されます。

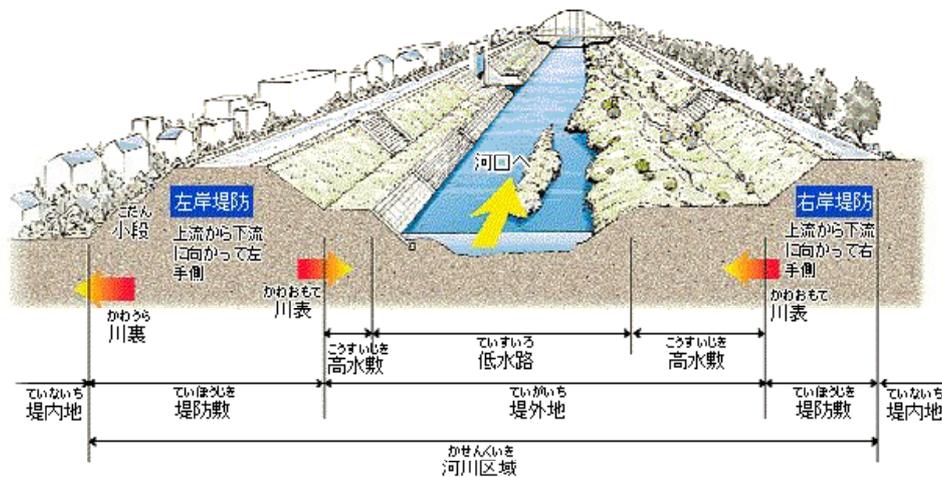
居辺川の現状は、池田町界から道道本別士幌線までの区間、局部河川改修と*道単河道整備（北海道の単独費による河川の整備事業）により暫定改修済みで、その上流は、被災時に災害復旧事業による部分的な応急護岸で対応していますが、全ての区間で豪雨のたびに被災を受けています。特に、平成15年8月の台風10号により、氾濫、*河岸決壊堤（堤防の土砂が削り取られること）、*河床洗掘（川底の土砂が削り取られること）などの甚大な被害を受けました。なお、この復旧から河川法改正に伴う、「河川環境の整備と保全」が加えられ、地域の意向を反映した河川整備が導入されることになりましたが、今後抜本的な改修の検討が必要です。

士幌川の音更町界から23号区間については、河川改修事業が着手され本格的な対策が講じられています。その上流は、農業用明渠排水路として整備されていますが、*低平地（水が常に流れている部分）に生ずる*内水位（堤内地の水位）被害の対策が必要となっています。

その他の1級河川は、ワッカクネップ川を除き*背後地（堤内地）の大半が農用地となっていることから、農業用明渠排水路事業を中心とした整備を実施していますが、近年の異常気象に伴い、*河積不足（河川の流水面積の不足）による氾濫と広大な低平地に生ずる内水位被害の対策が必要となっています。

町管理の普通河川については、平地の農用地部分では、農業用排水路として整備済みですが、異常気象、流域内開発による土地利用の変化に伴い流出形態が変わり、降雨時における河積不足による氾濫、河岸決壊などの対策が必要です。

また、山地河川については、被害の状況により各種事業で護岸整備並びに、土砂の流出崩壊の防備を検討する必要があります。



資料：国土交通省 河川局ホームページより

■低水路護岸

低水路部分に施す護岸。（護岸とは、河岸や堤防を守るために設けられる施設で、コンクリートなどで覆うような構造のもの）

■高水敷

常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。大きな洪水の時には水に浸かってしまう。

■道単河道整備

北海道の単独費による河川の整備事業。

■河岸決壊

流れる水により堤防の土砂が削り取られること。

■河床洗掘

流れる水により川底の土砂が削り取られること。

■低平地

低水路のこと。水が常に流れている部分。

■内水位

堤内地の水位。

■背後地

堤内地のこと。

■河積不足

河川の流水面積の不足。

基本方針

町民の生命や財産を守るため、消防体制の充実強化をはかり、予防業務の高度化・専門化に対応する予防体制を確立するとともに、救急救助体制の充実・強化をはかります。

また、災害に対し安全で安心して生活ができるように、防災体制を整備・強化し災害に強いまちづくりをめざします。

河川改修事業の推進を要請し、国土保全に努めるとともに、自然と調和する工法の導入による^{*}親水機能(人々が水に親しみ楽しめる機能)などに配慮した整備を要請します。

主要施策

1) 消防・救急体制の充実

(1) 十勝圏広域連携の推進

- ・複雑化・多様化・高度化する災害への対応と地域防災力の向上のため、広域連携を進めます。
- ・大規模災害時に対応できる広域的な消防体制の確立をめざします。

(2) 非常勤消防団員の確保

- ・住民の安全確保のために必要な団員を広範囲に呼びかけ、災害に対応する人員の確保に努めます。

(3) 消防施設・設備の充実

- ・震災に強い防火水槽の整備に努めます。
- ・十勝圏広域連携に向けた消防無線の更新・既存指令台の維持をはかります。
- ・消防車輛の保有台数や使用期間の見直しを進め、年次的な更新をはかります。
- ・機械器具などの耐用年数調査に基づく更新に努めます。

(4) 救急救助体制の整備・充実

- ・救急救命士の養成や救急隊員の技能向上による救急体制の充実をはかります。
- ・住民を対象とした救急救命講習会を開催します。

(5) 火災予防対策

- ・幼年、少年を対象とした^{*}防火フェスティバル(防災に関する祭典)などを実施し、火災予防意識の高揚をはかります。
- ・消防法改正による住宅用火災報知器の普及促進に努めます。
- ・高度化・複雑化する予防業務に対応する職員の養成をはかります。

2) 防災対策の充実

(1) 地域防災対策の強化

- ・災害時の被害を最小限に抑える防災計画の見直しをはかります。
- ・地域や事業所などによる自主防災組織の設置に向けた検討を進めます。
- ・防災意識高揚に向けた町民への啓発に努めます。(広報、HP活用)
- ・^{*}防災マニュアル(防災のための手引き書)を作成します。(職員向け)
- ・防災資材、備蓄食糧の計画的な整備に努めます。
- ・パートナーシップ構築による防災体制への取り組みを進めます。

3) 河川の整備

(1) 河川の整備

- ・居辺川の河川改修事業の推進要請に努めます。
- ・土幌川の河川改修事業の推進要請に努めます。
- ・自然と共生できる水辺環境に配慮した河川整備に努めます。

■親水機能

人々が水に親しみ楽しめる機能。

■防火フェスティバル

防火に関する祭典。祭り。

■防災マニュアル

防災のための手引き書。

2 交通安全、防犯

現状と課題

《交通安全》

全国的に交通事故の死亡者数は、関係機関・団体の積極的な努力や諸対策により着実に減少していますが、交通事故の発生件数と負傷者数は依然として多発傾向にあります。

子どもの死亡事故において、歩行中と自転車乗車中による発生が約6割を占めており、また高齢者も子どもと同じように歩行中と自転車乗車中が最も多く発生し、その数は全死亡事故者数の40%を超える高い構成率を占めている状況です。一方、車両における事故では二輪車による発生が減少しているものの、65歳以上の高齢者による発生は依然と高い増加率を示しています。自動車における死者数は減少傾向を示すこともありますが依然と高い構成率を占めており、その半数以上がシートベルト未着用による事故となっています。

交通安全施設や歩道の設置及び規制標識などの積極的整備を要求していくとともに、幼児から高齢者までの間断のない交通安全教育を、地域の団体組織と交通安全指導員会及び交通安全推進委員会とが協働・連携しながら、町民の安全意識高揚の推進と徹底をはかることが必要です。

交通事故発生状況

	平成8年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度
発生件数(件)	193	205	258	207	181
負傷者数(人)	72	32	56	23	27
死亡者数(人)	1	1	4	1	1

資料：町民課

《防犯》

最近の犯罪状況は、想定外の極めて凶悪な事案や巧妙化する詐欺事案が日常的に発生し、多くの住民が被害を受けています。子どもや犯罪被害者を地域ぐるみで保護監視しなければならないほど、個人での犯罪防衛ができない危機的事態となっています。

犯罪は、小さな芽のうちに摘むのではなく、その芽が発生しないように幼児期からの教育をはかり、地域や学校及び各関係機関団体と協働・連携し、町ぐるみの防犯体制の構築を推進することが必要です。



交通安全教室

基本方針

悲惨な交通事故死傷者数を減少させ、安全・安心な交通社会を実現するため、道路を利用する全ての人々が、交通ルールを守り、マナーを高めることを基本に交通安全に対する意識と普及活動の促進をはかります。

犯罪の未然防止と防犯意識の向上をはかり、町ぐるみによる地域安全活動の展開を進めます。

主要施策

1) 交通安全対策の推進

(1) 交通安全施設などの整備促進

- ・ 交通規制標識の積極的な設置要請や警戒看板の設置による交通の安全を確保します。
- ・ 規制標識の修理に対する規制緩和の要請と、規制標識が設置されていない道路における交通安全対策の構築をはかります。
- ・ 家族ぐるみで加入できる町民交通傷害保険の加入促進をはかります。

(2) 交通安全意識の高揚

- ・ 通学路における交通安全指導員による交通指導など交通安全対策を推進します。
- ・ 地域と連携した交通事故防止の意識を高め、自主的な交通安全活動の推進をはかります。
- ・ 交通ルールや交通マナーを習得する交通安全教室を関連機関と連携して行います。
- ・ 各種運動(交通安全統一行動、レッド啓発など)を通じ、交通安全推進機関、団体などにおける自主的な活動の活性化をはかります。
- ・ 交通安全の地域活動を積極的に推進し、独自^{*}キャンペーン(組織的な運動、宣伝活動)や交通安全運動を通じて、安全思想の普及・啓発活動を積極的に展開します。
- ・ シートベルト着用の必要性和効果の意識高揚と着用率の向上をはかります。
- ・ チャイルドシートの着用率の向上と、正しい着用の仕方について啓発します。

2) 防犯対策の推進

(1) 防犯活動の推進

- ・ 防犯パトロール車による巡回啓発を行い、防犯抑止をはかります。
- ・ 地域住民が自主的に行う防犯パトロールなど、住民が連携して防犯意識の向上をはかる活動を展開します。
- ・ 住宅及び車などの施錠・防犯診断の実施により犯罪の誘発要因を除去し、安全で快適な環境づくりをめざします。

(2) 防犯体制の強化

- ・ 警察署と連携した犯罪防止活動を推進し、犯罪を起こさせない、起こりにくいまちづくりに努めます。
- ・ 子どもたちの安全を確保するため、緊急避難場所となっている「こども110番の家」を充実し、犯罪事案の未然防止をはかります。

■ キャンペーン

組織的な運動。宣伝活動。

3 情報通信

現状と課題

《情報通信》

高度な情報化が進みつつある現在、多くの情報がインターネットなどから収集、活用することができます。

このような動きを支えているのは、低廉で高速度の通信回線と大量の情報を処理できる通信機器の整備です。しかし、土幌町においては、土幌市街で平成15年、中土幌市街で平成17年12月からADSL（非対称デジタル加入者線）のサービスが開始されましたが、その他の地域では高速度の回線が整備されておらず、整備充実が求められています。

行政情報についてもインターネットからの情報収集ニーズが高まってくると考えられ、行政情報の電子化を今以上に進める必要があります。

基本方針

情報基盤の整備と高度情報化社会に対応した行政の情報化を推進するため、インターネットの活用などによる情報の双方向性機能の整備、情報化教育の充実などに努めます。

主要施策

1) 地域情報化の推進

(1) 情報基盤の整備

- ・ 高速度の通信回線の整備を通信事業者に要請します。
- ・ 産業、防災、保健医療、福祉、教育など幅広い分野の情報化を研究し、地域情報ネットワークの充実をはかります。

(2) 高度情報化に対応した人づくり

- ・ 高度情報化社会に対応するための情報教育の充実をはかります。



パソコン教室

第3節 生涯住みつづけられる住環境づくり

1 土地利用、市街地、宅地

現状と課題

《土地利用》

土地は、住民の安全で快適な生活と、活力ある産業活動を支える基盤であるとともに、限られた資源であることから、その利用にあたっては、公共の福祉のみならず、自然環境や景観の保全、さらにその土地の持つ自然的・社会的条件などを十分考慮して、効率的な活用をはかることが求められています。

本町は、快適で秩序ある市街地空間の形成に向けて、住宅団地の造成や公共施設の整備など有効な土地利用に努めてきたところです。

しかし、市街地については、廃業する商店による空き店舗が増加する傾向にあり、有効活用が求められています。

農地については、16,237haと62.6%を占めており極めて高い農用地率となっています。本町の土地利用対策が基幹産業である農業振興策として、農業基盤整備を重点的に進めてきた結果でもあります。

一方、森林面積は5,789haと減少が続いていますが、自然環境保全地区の指定や開発行為の事前協議などにより、自然の保全と開発との調和に努めています。

《市街地》

土幌町の市街地は中心市街地である土幌市街と町の玄関口である中土幌市街、へき地集落としての下居辺市街があり、土地利用計画を明確にしなが、地区毎の特色を活かす整備を進めることが必要です。

〈土幌市街〉

土幌市街は、行政、経済、社会的施設が集中する町民の生産、生活の中心となっています。

市街地構成は、おおよそ中枢施設・商店街ゾーン（中心部）、福祉ゾーン（北部）、文教ゾーン（西部）、農村工業ゾーン（南部）、住宅ゾーン（北部、南部、西部）で構成されています。今後、全体的な土地利用計画を明らかにし、市街地整備を推進する必要があります。

〈中土幌市街〉

中土幌市街は、国道241号を中心に東西に分かれる細長い街区を構成しています。

中土幌市街は、帯広市までの所要時間が20分であり、住宅団地の整備により帯広市の^{*}ベッドタウン（都市周辺の住宅地域）としての可能性も高く、若者定住や人口増対策として期待されています。

〈下居辺市街〉

下居辺市街は、開拓期の駅通を中心に集落が形成された小市街地ですが、過疎化や公共機関の縮小などにより、現在は市街地としての機能を失いつつあります。

しかし、土幌町の^{*}オアシス（憩いの場所）と言われる豊かな自然を活用した「下居辺ふれあいの里づくり計画」が地域住民によって策定され、平成13年に改築した「しほろ温泉プラザ緑風」を核として、道道本別土幌線の改良事業などの整備が進められています。

■ ベッドタウン

都市周辺の住宅地域。

■ オアシス

憩いの場所。

《宅地》

土幌町の住宅状況は、年々公営住宅の建設と合わせ個人住宅が増加しており、さらには民間アパート建設により世帯数は増えています。

現在、みのり野団地を分譲中ですが、早期に完売する見込みが少なく、引き続き完売に向けた努力をするほか、ゆうすい団地の1期分についてはほぼ完売となることから2期分譲を行っています。

団地造成状況

住宅団地名	造成面積	分譲数	分譲開始年
いこい団地	39,379㎡	85区画	昭和50年
中士幌東団地	21,934㎡	48区画	昭和51年
士幌南団地	31,417㎡	64区画	昭和57年
士幌南第2団地	13,551㎡	25区画	昭和62年
中士幌新東団地	13,067㎡	25区画	昭和62年
中士幌新東団地	12,003㎡	24区画	平成 5年
常盤団地	7,499㎡	31区画	平成 5年
常盤第2団地	13,328㎡	29区画	平成 9年
中士幌新東団地	6,770㎡	15区画	平成10年
みのり野団地	28,416㎡	56区画	平成13年
ゆうすい団地(第1期)	6,381㎡	15区画	平成15年
ゆうすい団地(第2期)	6,171㎡	12区画	平成17年

資料：土幌町土地開発公社



公営住宅(大通西)

基本方針

農用地の保全と活用をはかるとともに、森林資源の保護を推進し、さらに住宅用地の確保など、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

定住促進のため、計画的に宅地造成を行い良質で安価な宅地分譲に努めます。

主要施策

1) 計画的な土地利用

(1) 土地取引の適正化

- ・土地関係諸法令の適正な運用により、土地取引の円滑な推進と無秩序な開発行為を防止します。

2) 利用区分別土地利用

(1) 農用地

- ・土地改良及び地力の維持・増進などによって効率的な利用と生産性の向上に努めます。
- ・計画的な生産基盤の整備や無秩序な転用の抑制によって優良農地を維持・確保します。

(2) 森林・原野

- ・国土保全、^{*}水源かん養(水源の確保、洪水の防止、河川の保護等)、保健休養自然環境の保全など、森林資源の確保と有効利用をはかります。
- ・耕地防風林は、風害の防止と農村景観づくりに向けた保全と育成をはかります。

(3) 宅地・工業用地等

- ・住宅地 北国にふさわしい良質で多様な住宅・宅地の安定供給に必要な用地の確保をはかります。
- ・工業用地 地場産業の育成を促進するため、必要な用地の確保をはかります。
- ・商業の活性化と中心市街地への居住を推進するため、必要な用地の確保をはかります。

(4) 公共用地等

- ・必要な公共用地の先行取得を進めます。

3) 宅地の造成と分譲

(1) 定住促進のため、良質で安価な宅地の分譲

- ・帯広圏への通勤を視野においた宅地の造成を行い、定住促進のため継続的に良質で安価な宅地の分譲に努めます。

■水源かん養

水源の確保、洪水の防止、河川の保護など。

2 道路

現状と課題

《道路》

本町の公共交通は、全て自動車輸送であり、産業経済は基より住民生活にも広く自動車が普及している中、道路網の整備は地域発展のため極めて重要な役割を担っています。

土幌町の道路網は、主要幹線道路として町の中心を縦横する国道2路線（241号・274号）と、それを補完する路線として道道9路線（主要1路線・一般8路線）があり、さらに、産業経済・住民生活に密接に関わる町道332路線で形成されています。

近年、道路を取り巻く周辺環境、沿道土地利用の多様化、環境保全への関心の高まりなど、住民ニーズが大きく変化しています。

これらのことから、求められる道路網の整備には、住民との十分な協議により整備内容を明確にすることが必要です。

〈国道〉

国道は、241号と274号の2路線で延長28.5kmとなっており、十勝の中心都市帯広市はもとより、道央圏、道東圏を結び主要路線となっています。

国道274号は、平成16年度までに2.2kmが整備されていますが、直角に屈曲するカーブ（4箇所）があり、この区間について別線ルートとして町民会議から答申が出され決定したことから、今後このルートの早期実施に向け強く要請活動を推進する必要があります。また、国道241号北バイパス・道東自動車道の整備に伴い広域交通ネットワークの形成が整い物流・人流が集中し、近年は交通量が増えていることもあり241号の歩道整備がより一層必要とされます。

〈道道〉

主要道道は、本別新得線の一部が国道に昇格したことに伴い、国道274号終点から本別町界までの12.7kmとなり、路線名も「道道本別土幌線」となりました。この路線は年次的に整備され現在4kmを残し整備済みとなっています。

一般道道は、8路線51.1kmで、ほぼ全線が舗装化されていますが、継続的に歩道未整備区間の歩道設置と補助幹線としての2次改築整備が当面の課題となっています。

〈町道〉

町道の現況は、332路線の584.2kmであり、そのうち改良済456.3km（78.1%）、舗装済287.7km（49.2%）となっています。道路改良及び新設は緊急度の高いものから、補助事業を積極的に導入しながら整備を行っていますが、市街地内道路は、補助制度が少なく町単独事業による簡易舗装が主体となっているため、冬期間凍上による損傷が著しく抜本的な改修が必要となっています。しかし、財政状況を考えると現在の水準を大幅に上回る投資は困難であり、整備に向けてさまざまな工夫が必要となっています。

〈農道〉

農道整備については町道認定されている路線を含め、流通の合理化と農村環境改善を目的に、各種補助制度を活用し年次的に整備を進めてきました。このことから、基幹的路線はほぼ整備を完了し、支線的路線については順次整備を進めています。

しかし、近年労働力不足に対応する機械開発、農家所有面積の拡大、並びに、圃場団地の集団化など農業経営を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、年々大型化、多様化が進んでいます。これらの変化に対応する流通経路の変更などが想定され、動向に見合った農道網の見直しが検討課題となります。また、計画時に、「環境との調和」に配慮した工法並びに施行方法なども検討課題となります。

道路の状況

	国 道	道 道	町 道
総 延 長 (km)	2路線 28.5	9路線 63.8	332路線 584.2
舗装総延長 (km) (舗装率%)	28.5 (100%)	61.0 (95.6%)	287.7 (49.2%)
改良済延長 (km)	28.5 (100%)	63.8 (100%)	456.3 (78.1%)

資料：建設課

基本方針

本町の公共交通は、すべて自動車輸送で産業経済はもとより、住民生活にも広く自動車が普及しています。道路網の整備は地域発展のためには極めて重要な役割を担っており、時代のニーズに対応できる道路網の整備を進めるとともに、道路施設の維持管理に努めます。

主要施策

1) 道路網の整備

(1) 国道の整備

- ・ 国道274号の別線ルート of 整備について要請を進めます。
- ・ 国道274号の歩道整備、拡幅改良の促進要請を進めます。
- ・ 国道241号の歩道整備(24号～上土幌町界)の促進要請を進めます。

(2) 道道の整備

- ・ 道道本別土幌線の改良整備の促進要請を進めます。
- ・ 道道の2次改築整備と歩道設置の促進要請を進めます。

(3) 町道・農道の整備

- ・ 産業経済の基盤づくりと民生安定を基本とした、極めて緊急度の高い路線の整備に努めます。
- ・ 整備済み路線の適正な維持補修に努め、住民との協働による「わたしたちのみちづくり」に努めるとともに、除雪、排雪の充実に努めます。
- ・ 道路維持の一部(除排雪、草刈等)について、住民との協働による維持の検討を行います。

(4) 道路環境の整備

- ・ 国道・道道を含む主要幹線道路の花壇整備、街路樹の植栽など、景観形成の一環とした住民との協働による「みんなで作るみちづくり」に努めます。
- ・ 住民とのパートナーシップ事業を積極的に推進するよう努めます。

3 公共交通

現状と課題

《公共交通》

昭和62年の旧国鉄土幌線の廃止後は、民間乗合バスが運行されていますが、自家用車の普及や沿線自治体の過疎化・少子化により利用者が減少しています。子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者にとっては、乗合バスが残された唯一の公共交通機関となっています。

公共交通機関の確保対策として、地方バス制度による運行費の補助（国・道・沿線自治体）を行っています。

乗合バス事業は、国の^{*}需給調整規制（交通分野における参入規制）の廃止など大幅な制度改正が行われ、沿線自治体の負担が大幅に増加することから、利用実態に応じた路線の再編が必要となります。

基本方針

住民の足である公共交通機関の確保に努めます。

主要施策

1) バス路線の確保

(1) 民間バス

- ・沿線自治体及びバス事業者と連携し、路線の再編を行います。
- ・運行費補助によるバス路線の確保をはかります。

(2) 町有バス

- ・町内における交通弱者の足を確保するため、町有バスの適正運行をはかります。

拓殖バス

■需給調整規制

交通分野における参入規制。

4 住宅、水道・下水道

現状と課題

《住宅》

土幌町の住宅状況は、平成12年の国勢調査では、一般世帯数2,196戸のうち持ち家1,520戸（69.2%）、借家505戸（23.0%）、給与住宅151戸（6.9%）、間借り20戸（0.9%）となっており、持ち家の比率が十勝管内平均（65.9%）を上回っています。

近年、民間賃貸アパート（167戸）の建設が進み、単身者を中心として多くの定住につながっており、これらの増加状況を見極めながら、公営住宅の整備を進める必要があります。

〈公営住宅の整備〉

町営住宅の管理戸数は、平成17年度末見込みで、公営住宅、特公賃住宅、かしわ荘を含め453戸となっています。このうち、南百戸団地の一部を政策空き家に位置づけており、この有効な活用の検討が必要となります。入居率は、ここ数年95%程度で推移し安定しています。既存公営住宅は、老朽化を遅らせるなど計画的な修繕を行い、その居住水準を保持していくことが不可欠となります。

〈勤労青少年アパート（フレンドハウス）〉

勤労青少年アパートの入居率は、減少傾向にありましたが、近年は80%程度で推移し安定しています。また、低料金、食事付などの特長があり、現状の施設を維持しつつ、運営方法の検討、改善をはかり有効利用していくことが必要です。

《水道》

土幌町の水道施設は、簡易水道事業として土幌、新田、朝陽の3地区を運営管理しています。

〈簡易水道〉

土幌地区については、昭和46年に給水を開始して以来3度の拡張事業により計画給水人口4,980人、計画1日最大給水量1,915m³となっています。現在のところ安定した給水を行っていますが、使用水量は年々増加しており、老朽化した施設の改築を検討する必要があります。

新田地区については、簡易水道事業と^{*}道営営農用水事業（農業に必要な農業用水を整備する事業）との合併事業により整備を行い、安定した給水となっていますが、使用水量は増加傾向にあります。

朝陽地区は、拡張区域を簡易水道事業と道営営農用水事業との合併事業で整備を行っており、完成すれば安全で安定した給水が見込まれます。既設区域については、現在のところ安定した給水が行われていますが、今後の水使用の動向を注視し、併せて老朽化した施設の改築を検討する必要があります。

また、防災計画の見直しと連携し、耐震化計画の検討も必要です。

■道営営農用水事業

農業に必要な農業用水を整備する事業の名称。

《下水道》

下水道は、生活環境改善や自然環境の保全に重要な役割を果たし、今や住民が健康で安全かつ快適な生活をするうえで必要不可欠な基盤施設です。土幌町では、特定環境保全公共下水道事業(土幌市街昭和54年供用開始)、*農業集落排水事業(農村地域の下水道施設を整備する事業、中土幌市街昭和62年供用開始)として整備を行い、帯広市を除けば十勝で最初に下水道が普及しました。

〈特定環境保全公共下水道〉

土幌市街の下水道事業は、農村総合モデル事業として一部を竣功、昭和54年に供用開始し、区域拡張後は特定環境保全公共下水道として整備を行い、現在の整備状況は処理区域全体面積203haの内124ha(整備率61%)、処理人口3,293人(普及率77%)、水洗化人口3,150人(水洗化率96%)となっています。

今後、施設の老朽化、処理区域の拡大とともに、ディスポーザー(生ごみを粉砕する機械)の下水道施設への接続の普及も視野に入れ年次的改築が必要です。

〈農業集落排水〉

中土幌市街の下水道は、昭和59年から中土幌地区集落排水事業により実施し、昭和62年に供用を開始しています。現在の整備状況は処理区域面積53ha(整備率100%)、水洗化人口749人(水洗化率88%)となっています。

また、処理場施設の老朽化に伴い施設機器の更新事業を行っており、完成すれば継続的に安定した汚水処理がはかられます。

〈区域外の水洗化〉

土幌・中土幌市街地域以外の水洗化については、平成5年度より快適環境づくり事業として浄化槽設置に対する助成、利子補給による普及をはかっています。

下水道普及状況

(公共下水道事業)		(土幌市街)		(農村排水事業)		(中土幌市街)	
区 分	処理面積 (ha)	水洗便所普及数		区 分	処理面積 (ha)	水洗便所普及数	
		世帯数 (世帯)	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	人 口 (人)
年 度				年 度			
平成 8年	117	1,070	3,041	平成 8年	53	227	618
平成10年	124	1,107	3,028	平成10年	53	246	657
平成12年	124	1,191	3,128	平成12年	53	279	696
平成14年	124	1,271	3,180	平成14年	53	308	724
平成16年	124	1,378	3,150	平成16年	53	290	749

資料：建設課

■農業集落排水

農村地域の汚水処理施設。

基本方針

居住水準を維持し、居住安定・定住をはかり、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新、下水道・集落排水施設の整備・更新と浄化槽設置事業に対する助成、利子補給による汚水処理施設の整備を進め、公衆衛生の確保・生活環境の改善に努めます。

主要施策

1) 公営住宅などの整備

(1) 公営住宅の整備促進

- ・老朽化を遅らせるため計画的に屋根・外壁・断熱などの修繕を進めます。
- ・居住水準を保持すべく住宅内部の修繕や住設機器の更新を進めます。
- ・高齢化に伴い増加傾向にある高齢者世帯の需要に対応できる住環境と住宅戸数の確保に努めます。
- ・老朽化と需要戸数、民間賃貸アパート数を考慮し、施設の更新を検討します。

(2) 勤労青少年アパート（フレンドハウス）

- ・現状の施設を維持しつつ、入居率の向上をはかり有効利用していくよう努めます。
- ・低料金、食事付など民営借家にはない特長をいかし、高校生などの入居を促進します。

2) 水道の整備

(1) 水道施設の充実

- ・西堀田地区雑用水施設の老朽化・水量不足に伴い、道営営農用水事業と簡易水道事業との合併事業により施設の全面改修を行います。
- ・安全で安定した水を供給するために、老朽化施設の計画的な改築、施設機器の更新、耐震化の検討を進めます。

3) 下水道の整備

(1) 下水道施設の充実

- ・中土幌地区農業集落排水施設機器の老朽化に伴い、安定した汚水処理を継続的に行うため、施設機器の更新事業を推進します。
- ・安定した汚水処理を継続的に行うために、老朽化施設の計画的な改築、整備拡充、施設機器の更新を進めます。

(2) 浄化槽の設置

- ・農村地域の生活環境の改善をはかるため、合併浄化槽設置による汚水処理施設の整備を促進します。